

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十二号

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「サービス・エリアの予告（116のA）の項、サービス・エリアの予告（116のB）の項、サービス・エリア（116の2-A）の項、サービス・エリア（116の2-B）の項、非常電話（116の2）の項、待避所（116の3）の項、非常駐車帯（116の4）の項」を「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-A）の項、サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-B）の項、サービス・エリア（116の3-A）の項、サービス・エリア（116の3-B）の項、非常電話（116の4）の項、待避所（116の5）の項、非常駐車帯（116の6）の項」に改め、同条第十項第一号中「待避所（116の3）」を「待避所（116の5）」に改める。

別図第十九及び別図第二十中「案内標識 サービス・エリアの予告（116のA）」を「案内標識 サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-A）」に改め、別図第二十一中「案内標識 サービス・エリアの予告（116-B）」を「案内標識 サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-B）」に改め、別図第二十二及び別図第二十三中「案内標識 サービス・エリア（116の2-A）」を「案内標識 サービス・エリア（116の3-A）」に改め、別図第二十四中「案内標識 サービス・エリア（116の2-B）」を「案内標識 サービス・エリア（116の3-B）」に改め、別図第二十五中「案内標識 非常電話（116の2）」を「案内標識 非常電話（116の4）」に改め、別図第二十六中「案内標識 待避所（116の3）」を「案内標識 待避所（116の5）」に改め、別図第二十七中「案内標識 非常駐車帯（116の4）」を「案内標識 非常駐車帯（116の6）」に改める。

別図第四十一を次のように改める。

別図第四十一 案内標識 道路の通称名（119-A）



別図第四十二を次のように改める。

別図第四十二 案内標識 道路の通称名 (119-B)



(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧案内標識に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の相当規定により設置された案内標識とみなす。